

制度改正のポイント

注目① 年間投資枠が拡大、つみたて投資枠・成長投資枠は併用可能

注目② 非課税期間が無期限化

注目③ 非課税保有限度額の再利用が可能

	これまでのNISA (2023年12月まで)		新しいNISA (2024年1月から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	~2023年12月末		恒久化	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円 注目①	240万円
併用可否	併用不可		併用可	
非課税期間	20年間	5年間	注目② 無期限	
再利用可否	不可		可 注目③	
非課税保有限度額 (生涯非課税投資枠)	800万円	600万円	1,800万円 (内、成長投資枠は最大1,200万円まで)	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
購入方法	積立投資	一括投資・積立投資	積立投資	一括投資・積立投資
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託 等 ^(※1)	これまでのつみたて NISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等 ^(※1) (一部対象除外あり ^(※2))

※1 当社では、上場株式・上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。

※2 次のすべての条件を満たすものが投資対象

①信託期間が20年以上または無期限であること ②高レバレッジ型ではないこと ③毎月分配型ではないこと

■2025年1月1日時点でご本人さま(お子さま)が未成年(17歳以下)のお客さまへ

- ジュニアNISAは2023年末で制度が終了しました。2024年以降は新たな購入はできません。
- 2023年末までのジュニアNISAでの購入分は、5年間の非課税期間が終了するまでは非課税で保有することができます。
- 5年間の非課税期間終了の際、翌年の1月1日時点で17歳以下の場合は「継続管理勘定」に自動的にロールオーバーされ、その年の1月1日時点で18歳である年の前年まで引き続き非課税で保有することが可能です(詳細は2ページをご確認ください)。
- その年の1月1日時点で18歳である年の前年までジュニアNISA口座をお持ちの場合、自動的に成人のNISA口座が開設されます(お手続き不要)。

■2025年1月1日時点でご本人さま(お子さま)が成年(18歳以上)のお客さまへ

- 2024年末時点で当社にジュニアNISA口座をお持ちのお客さまは、自動的に翌年の成人のNISA口座が開設されます(お手続き不要)。
- 新しいNISAでは、1つの口座で「つみたて投資枠」(年間120万円)と「成長投資枠」(年間240万円)の2つの枠が同時に開設され、併用して合計で年間360万円までご利用が可能です(非課税期間はどちらも無期限)。
- 新しいNISAで保有している投資信託を売却した場合、翌年以降に非課税保有限度額の再利用が可能です(非課税保有限度額は購入金額(取得に際してかかる手数料・消費税抜きの費用)で管理されます)。

【ご注意】ご本人さま(お子さま)の成年到達後、当社でお取り引きを承るためには、ご本人さま(お子さま)から当社へてご印鑑のお届け書類等をご提出いただく必要があります。18歳のお誕生日を別途「成年到達に関するお手続きのご案内」を送付いたします。ご本人さま(お子さま)によるお早目のお手続きをお願いいたします。

新しいNISAについての詳細は、当社ホームページをご確認ください。

NISA
について

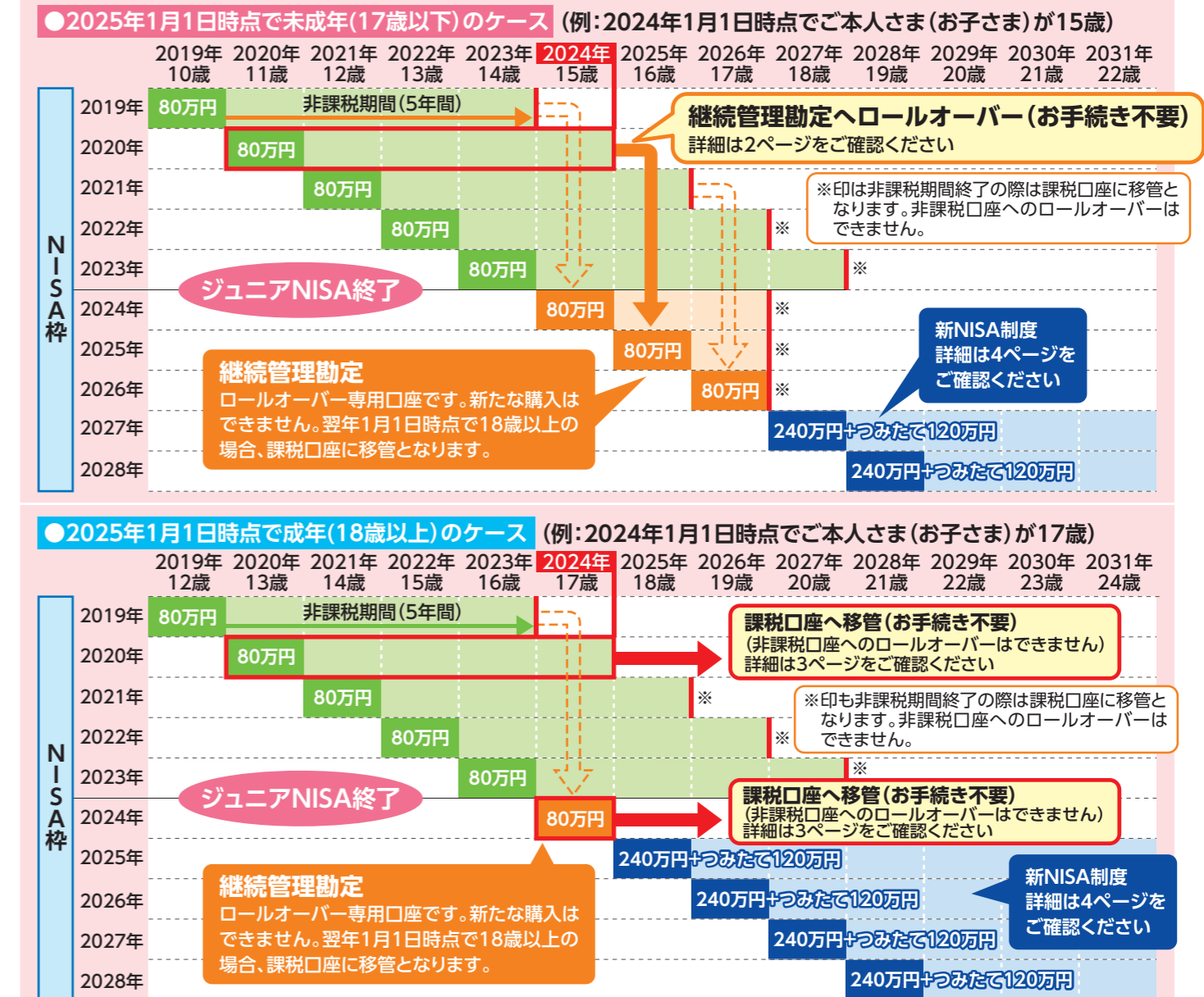


ジュニアNISA 2024年末で非課税期間が終了する
投資信託を保有いただいているお客さまへ



2020年のジュニアNISA枠で保有いただいている投資信託および2025年1月1日時点で成年となるお客さまの継続管理勘定で保有いただいている投資信託は、2024年12月末で非課税期間が終了します。非課税期間の終了に際しては、以下のとおり2025年1月1日時点で成年か未成年かにより、取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

【非課税期間が終了した際の取り扱い】



このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改定等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

■商号等
三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
■加入協会
日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会

よくあるご質問はこちら



契約内容に関するご相談はお取引店まで、制度に関する
ご相談は下記ダイヤルまでお問い合わせください。

0120-567-334

[受付時間] 平日 9:00~17:00
(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

- ご本人さま(お子さま)のお誕生日が2007年1月3日生まれ以降の方が対象です。
- 2020年ジュニアNISA枠で保有いただいている投資信託は、2024年12月末で非課税期間が終了し、自動的に2025年の「継続管理勘定」へロールオーバーとなります(お手続き不要)。
- ロールオーバー金額に制限はありません。

※継続管理勘定へのロールオーバーをせずに、課税口座(特定口座、未開設の場合は一般口座)へ移管を希望される場合は、お取引店までお問い合わせください(手続期限2024年12月末)。



「継続管理勘定」とは…

- ジュニアNISA口座に2024年以降設定されるロールオーバー専用の勘定です。
- ジュニアNISA口座で保有の投資信託は、5年間の非課税期間が終了した際に、継続管理勘定にロールオーバーされることで、ご本人さま(お子さま)がその年の1月1日時点で18歳になる年の前年12月末まで、引き続き非課税で保有することが可能です。

2024年以降のジュニアNISA口座のご留意事項

- 2024年以降は、ジュニアNISA口座において、新たな投資信託の購入はできません。
- 2024年以降、ジュニアNISA口座外に払い出す場合、その年の3月31日時点で18歳である前年の12月末までは、保有している商品をすべて払い出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。一部のみをジュニアNISA口座外へ払い出すことはできません。なお、払い出しの際には、過去に非課税として支払われた譲渡益および配当等について、遡って課税されずに非課税で取り扱うことができます。
※投資信託を売却し、ジュニアNISA専用普通預金口座に入金することは、いつでも可能です。
- 継続管理勘定にロールオーバーされた投資信託は、1月1日時点で18歳の前年12月末に非課税期間が終了します。
- 1月1日時点で18歳の前年12月末の非課税期間終了の際には自動的に課税口座(特定口座、未開設の場合は一般口座)へ移管となります。翌年のNISA枠へのロールオーバーはできません。

よくあるご質問

子どもは現在5歳。投資信託購入を予定していたジュニアNISA専用普通預金口座の残金を現金で払い出したいです。可能ですか？



払い出しは可能です。ただし、保有している商品は全て払い出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。その際、遡って課税はされずに、非課税のまま払い出しが可能です。



・ロールオーバー完了通知は、年初営業日時点の年齢を基に未成年の場合は運用管理者さまあて、成人の場合にはご本人さまあてにお送りいたします。

- ご本人さま(お子さま)のお誕生日が2000年1月3日以降～2007年1月2日生まれの方が対象です。
 - 2020年ジュニアNISA枠、および継続管理勘定で保有いただいている投資信託は、2024年12月末で非課税期間が終了し、自動的に課税口座へ移管となります(お手続き不要)。2025年のNISA枠へのロールオーバーはできません。
 - 2020年ジュニアNISA枠と継続管理勘定の両方で同一銘柄を保有いただいている場合、合算して課税口座へ移管となります。
- 【注意】2006年4月2日～2007年1月2日生まれの方は、2024年12月末までに、ジュニアNISA口座外に払い出す場合は、一部払出はできず、保有している商品をすべて払い出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。

※原則、特定口座へ移管となります。特定口座未開設の場合は一般口座へ移管となります。特定口座の開設を希望される場合や、特定口座をお持ちのお客さまで一般口座への移管を希望される場合はお取引店までお問い合わせください(手続期限2024年12月末)。



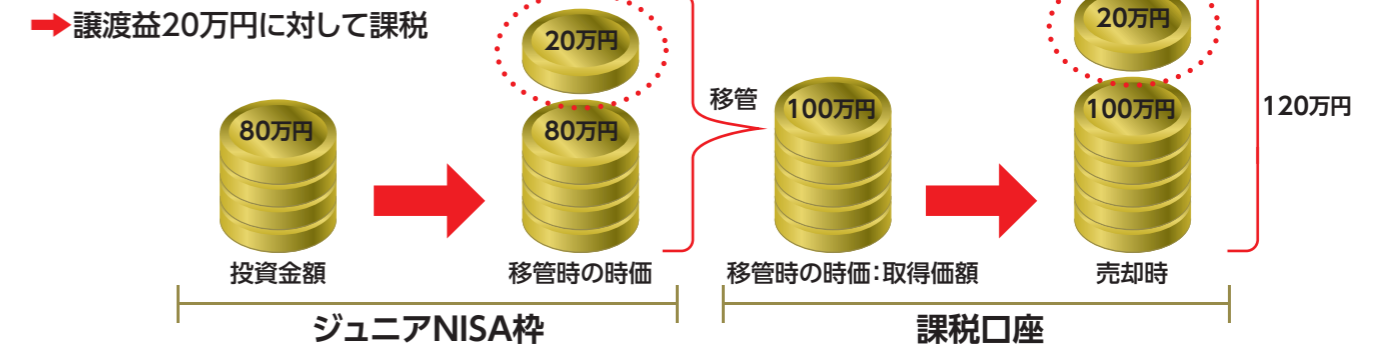
ご案内1 課税口座へ移管後は譲渡益・収益分配金(普通分配金)に課税されます。損益通算が可能となります。

ご案内2 移管時の時価が課税口座における取得価額となります。売却時には取得価額を基に課税されます。なお、個別元本は変更ありません。

課税口座へ移管後に売却する場合の課税イメージ

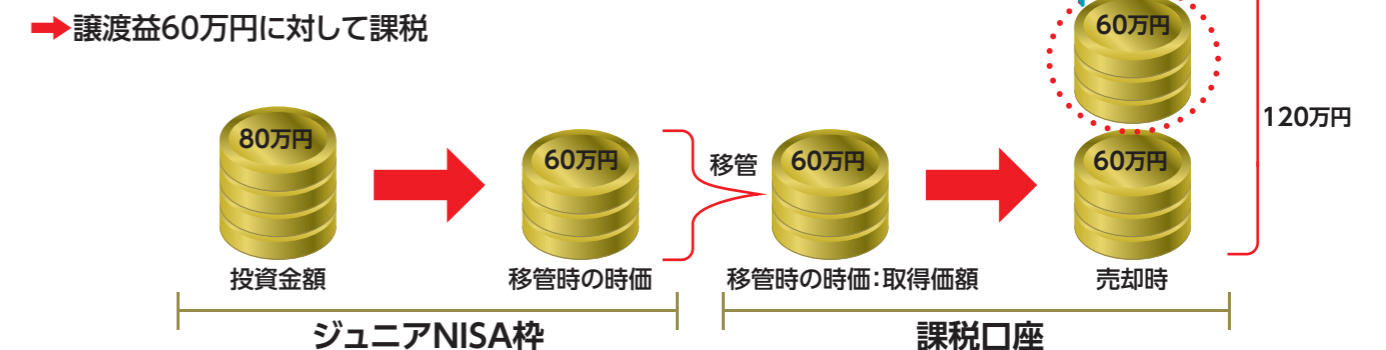
2024年12月末の時価が投資金額を上回っている場合

ジュニアNISA枠を利用して80万円で投資し、100万円で課税口座に移管。移管後、120万円で売却。



2024年12月末の時価が投資金額を下回っている場合

ジュニアNISA枠を利用して80万円で投資し、60万円で課税口座に移管。移管後、120万円で売却。



⚠️ 非課税期間終了日をまたぐ年末のお取引*に関するご注意事項 *注文入力日が2024年で受渡日や基準価額決定日が2025年となるお取引
 ジュニアNISAで非課税期間が終了する投資信託を保有いただいているお客さまの年末のお取引には、一部制限や、ご希望通りのお取引とならない場合がありますので、お早めにお手続きをお願いいたします。詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

⚠️ 課税口座で「非課税期間が終了となる投資信託」と同一銘柄を保有中の場合の注意事項
 課税口座へ移管する投資信託の取得価額(2024年12月末の時価)と課税口座で保有中の投資信託の取得価額は通算されます。

・課税口座への払出通知は、ご本人さまあてにお送りいたします。